

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

申立期間について、妻の国民年金保険料が納付されているのに私の保険料が未納とされていた。当時、納税組合か口座振替で夫婦二人分を一緒に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、常に夫婦一緒に二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻及び同居親族と連番で昭和 38 年 7 月に払い出されており、オンライン記録では、その時点で過年度期間となる 36 年 10 月から 37 年 3 月までの保険料を夫婦共に納付していることが確認できる。

また、申立期間後の昭和 38 年 4 月以降の保険料は夫婦共にすべて納付している上、申立人の妻は申立期間の保険料を納付していることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年10月1日から14年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、12年10月から13年9月までは32万円、同年10月から14年9月までは22万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成13年10月1日から14年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から14年10月1日まで  
② 平成14年10月1日から16年4月1日まで

社会保険事務所（当時）で自分の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①は、当時の給与支給額に比べて標準報酬月額の記録が低すぎることは納得がいかないため標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与から保険料が控除されていたのに、厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていることはおかしいので、厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業所が保管する源泉徴収簿に記載されている社会保険料額から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間①のうち、平成13年1月1日から同年10月1

日までの期間については、当初、32万円と記録されていたが、同年10月29日に同年1月にさかのぼって22万円に減額訂正されていることが確認できる。また、申立期間①のうち、12年10月から同年12月までの期間及び13年10月から14年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、12年10月から同年12月までは32万円、13年10月から14年9月までは22万円とそれぞれ記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日より後の同月7日に、申立人を含む46人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記13年1月から同年9月までの期間を含む12年10月から14年9月までの期間について、15万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、平成13年10月29日の処理について、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額がさかのぼって訂正されている者が申立人を含め33人確認できる上、当時の同僚は、「会社の経営状態が悪く、平成13年10月支払いの給与が1か月遅れて支給され、それからしばらくの間は正規の支給日に給与は支払われていなかった。」と証言しており、代表取締役も、当時社会保険料の支払いに苦慮していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月29日付け及び14年10月7日付けで行われた遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理は事実<sup>じじつ</sup>に即したものととは考え難く、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た12年10月から13年9月までは32万円、同年10月から14年9月までは22万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間①のうち、平成13年10月1日から14年1月1日までの期間については、事業所が保管する源泉徴収簿により、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、他に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

3 申立期間②については、雇用保険の記録、同社代表取締役及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は、「平成14年10月1日から16年4月1日までの期間、会社の経営状況が悪化し社会保険料を支払い続けることができなくなったので、社会保険の適用をやめる手続きをした。その件については従業員に説明し、任意継続の保険料と国民年金保険料を給与から控除することも併せて説明した。」と回答しており、複数の従業員が、「会社から健康保険は任意継続に、厚生年金保険は国民年金に変更する説明を受けたので、給与から控除されていたのは国民年金保険料だと分かっていた。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人が平成14年10月1日から16年4月1日までの期間任意継続被保険者であったことが確認でき、事業所が保管する源泉徴収簿に記載された社会保険料額から、申立人の給与から控除されていた保険料は、申立期間当時の国民年金保険料と同額であると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 3 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間の標準報酬月額が7万6,000円と記録されているが、給与明細書ではそれ以上の金額を支給されており納得がいかない。記録を正しく訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得届の提出時に標準報酬月額を誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで

私は昭和 62 年 10 月 31 日に会社を退職後、国民年金に加入し国民年金保険料を自治会の集金により納付していた。平成 9 年に A 市役所で保険料の納付状況を確認したところ、未納期間は無いと言われた。申立期間の国民年金保険料が未納となっているので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録では、昭和 62 年 4 月 1 日に国民年金に加入し、平成元年 4 月ごろに昭和 62 年 4 月 4 日にさかのぼって、厚生年金保険への加入に伴う国民年金の資格喪失処理が行われ、62 年 4 月の国民年金保険料が還付された際に、申立期間については、国民年金の資格期間とならない未加入期間とされていることが確認でき、申立人の所持する年金手帳及び A 市の国民年金被保険者名簿においても申立期間の加入記録は無い。

また、申立期間当時、A 市では、自治会による国民年金保険料の集金が行われていたものの、申立人の両親は、当時自治会の役員を通じて申立人の保険料を納付したことは無いと証言している。

さらに、申立人は申立期間の保険料額は月額 1 万 3,400 円位だったとしているが、昭和 62 年度の保険料は月額 7,400 円であり、申立人の記憶とは齟齬がある。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 275

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月11日から29年10月21日まで  
私は、A社（現在は、B社）C工場（D県）を辞めてすぐにE県に嫁いで来たので、D県内の社会保険事務所（当時）にも行ったことは無いし、脱退手当金の手続をした覚えも無い。年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間の脱退手当金の支給を意味する「脱退」の記載とともに、資格期間、平均標準報酬月額、支給金額及び支給年月日（昭和29年12月13日）が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した約2か月後に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が結婚を契機に脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から25年1月1日まで  
② 昭和25年1月1日から26年9月1日まで

私は、中学校を卒業してすぐに、船員として船で働いていた。船舶の名前や所有者、船長の名前も覚えている。再度調査して、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が乗船していたA丸を所有していたとされるB所は、船員保険の適用事業所としては確認することができず、申立人がA丸の船長であったとしている者の船員保険被保険者としての加入記録は、当該期間には見当たらないことから、同乗していた申立人についても船員保険は適用されていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人が乗船していたC丸（船舶所有者D）は、昭和28年6月1日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間②の時期には、船員保険適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人がC丸の船長であったとしている者の船員保険被保険者としての加入記録は、申立期間②において見当たらないことから、同乗していた申立人についても船員保険は適用されていなかったことがうかがえる。

さらに、A丸（申立期間①）及びC丸（申立期間②）の船長は、いずれも既に他界していることから、当時の勤務実態及び船員保険料控除について聴取することができない上、申立人が申立期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらず、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 11 月 20 日まで

私は、昭和 41 年 4 月 1 日に A 社に就職した。試雇期間を終えた同年 7 月からは、厚生年金保険料を給与から引かれていたものと思っていたのに、年金記録では同年 11 月から加入とされており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことが分かった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 社に勤務していたことは、事業主の妻及び同僚の証言から推認できる。

しかし、申立期間当時、A 社において経理事務を一人で取り仕切っていたとされる元社員は、「当時、採用した人をすぐには厚生年金保険に加入させてはいなかった。誰を、いつ加入させるかは社長の一存だったが、加入させる前に保険料を控除することはなかった。」と証言しており、同社員の退職後に事務を引き継いだ事業主の妻も、「事務を引き継いだ当初は、採用した日と、厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していない人があったが、徐々に一致させていった。加入前に保険料を控除することはなかった。」と証言していることから、当該事業所では、申立期間当時、採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所は既に廃業しているため、人事、給与や社会保険に関する関連資料は残されていない上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 7 月 1 日から 38 年 9 月 30 日まで A 組合に事務員として勤めていた。昭和 34 年 1 月に農林漁業団体職員共済組合設立後も退職するまで共済掛金を控除されていたので、申立期間を農林漁業団体職員共済組合の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の健康保険被保険者原票から、昭和 34 年 1 月以降 38 年 10 月 1 日に資格喪失するまでの健康保険の記録が確認でき、申立人が申立期間において A 組合に勤務していたことが確認できる。

一方、申立人の農林漁業団体職員共済組合に係る昭和 34 年 1 月 1 日から 38 年 10 月 1 日までの期間は、掛金徴収権の時効により年金額の計算の基礎とならない期間とされている（旧農林漁業団体職員共済組合法第 18 条第 5 項）。

また、A 組合で勤務していた複数の元同僚は、「昭和 34 年 1 月以降、健康保険のみ加入し農林漁業団体職員共済組合には加入していなかった。」と証言しており、元組合長及び元参事は、「従業員から掛金を控除していなかったのので、共済組合へ届出も納付もしていなかった。」と証言している。

さらに、A 組合で勤務していた元同僚においても、農林漁業団体職員共済組合員としての加入記録は無い。

加えて、A 組合は既に解散しており、当時の給与関係資料を確認できない上、共済掛金を農林漁業団体により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における共済掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。